

ごみ処理原価等の算定方法

1 算定基準について

行政の単年度ベースの予算・決算では、クリーンセンター等の施設の建設費用等が施工した年度に集中することで、年度間で大きな差が生じ、経費比較が困難である。

そこで、本市では、ごみ処理事業にかかる行政コストを分析・評価するため、(公社) 全国都市清掃会議の「廃棄物処理事業原価計算の手引き」を参考に、施設建設費用を当該年度に一括計上せず、長期間(耐用年数)にわたって各年度に配分計上するなど、本市独自の算定基準(以下「**従来基準**」という。)を用いて、ごみ処理経費を昭和54年から毎年算定してきた。

そうした中、令和3年に国が、ごみ処理事業に係る行政コストの統一的な分析・評価方法として「(改訂) 一般廃棄物会計基準(以下「**国基準**」という。)」を策定し、地方公共団体に対して導入を求めている。

そのため、本市においても、ごみ処理事業に係る行政コストをより厳密かつ標準的な方法で算定するため、ごみ搬入手数料の検討に当たっては、国基準に基づいて算定する。

2 用語の定義

(1) 「ごみ処理原価」について

国基準では、「ごみ処理原価」はごみ処理事業に係る行政コストの総額である「ごみ処理経費^{※1}」から管理費用(管理部門に係る費用)を控除^{※2}したものと定義され、これを採用する。

※1 国基準では、経常費用と表記される。

※2 従来基準では、管理費用は控除されないことのほか、ごみ処理施設の償却期間などに差異がある。

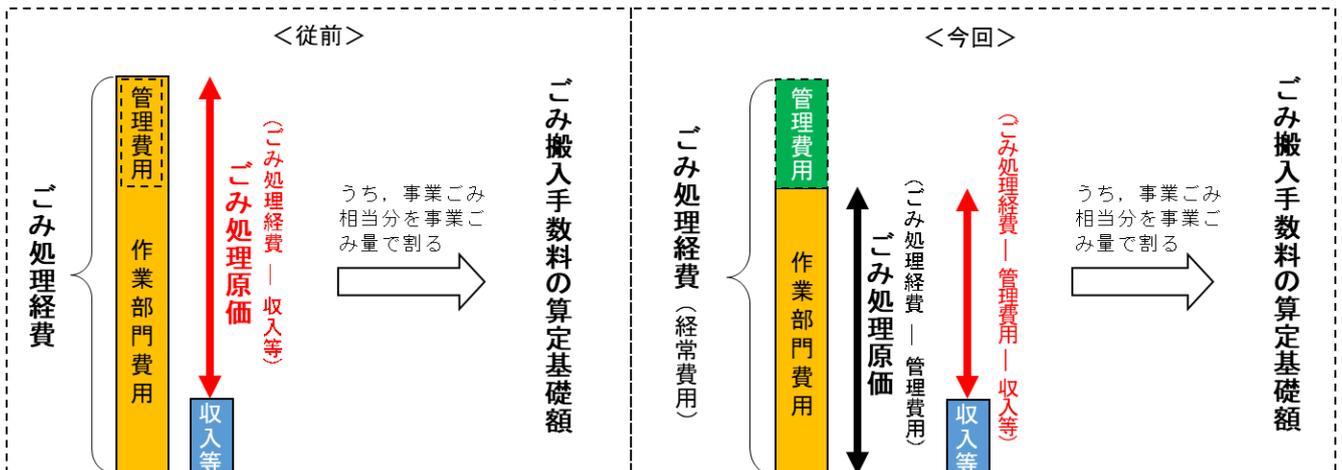
国基準と独自基準の違いについては、(参考2)ごみ処理経費算定にかかる算定基準の新旧比較 参照。

(2) 「ごみ搬入手数料の算定基礎額」について

これまで、手数料算定においては、収入等(手数料を除く売電収入等の収入、国補助金)を控除している。今回についても国基準で算定する「ごみ処理原価」をベースにしつつ、これまでの取扱いと同様、収入等を控除したものを「ごみ搬入手数料の算定基礎額」とする。

※ ごみ搬入手数料の算定基礎額とする際は、事業ごみの処理に係る費用を抽出し、そのごみ量当たりの単価としている(詳細は後述「3」参照)。

用語のイメージ



3 ごみ処理経費等の算定から手数料設定までの流れ

(1) ごみ処理経費等（ごみ処理経費，ごみ処理原価，管理費用）を算定

決算資料，人事情報，固定資産台帳等をもとに，ごみ処理事業に係る経費を人件費，物件費（処理費，委託費，減価償却費）などのいわゆる勘定科目ごとに積算する。

積算に当たっては，収集運搬や焼却等の直接的な作業部門と，ごみ処理に関わる啓発や作業部門の管理を担う管理部門（本庁職員等）に分類し，作業部門ではさらに生活系と事業系に分類して計上する。

生活系と事業系との分類においては，当該分類に特定できる費用はその分類に単独で計上（（例）家庭ごみの収集運搬費用→収集運搬部門の生活系）し，焼却施設の費用などの両分類に共通する費用は，ごみの処理量で生活系と事業系に案分して計上する。

積算された「ごみ処理経費」のうち，作業部門に係る費用が「ごみ処理原価」であり，管理部門に係る費用が「管理費用」である。（ごみ処理原価には管理費用は含まれない。）

＜国基準におけるごみ処理経費の内訳＞

	ごみ処理原価（＝作業部門に係る費用）								管理費用 （＝管理部門 に係る費用）
	収集運搬		中間処理 （焼却・破砕）		中間処理 （再資源化）		最終処分 （埋立）		
	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	
人件費									
物件費等									
移転費用									

人件費：職員給与費，退職手当引当金繰入額など

物件費等：処理費，委託費，減価償却費^{※1}など

移転費用：一部事務組合等への分担金，補助金など

作業部門：収集運搬部門，中間処理（焼却・破砕）部門，中間処理（再資源化）部門，最終処分（埋立）部門の4部門^{※2}の総称

※2 本市では従前から焼却・破砕と再資源化に係る費用を分類してきたため，国基準の中間処理部門を2分割し，4部門としている。

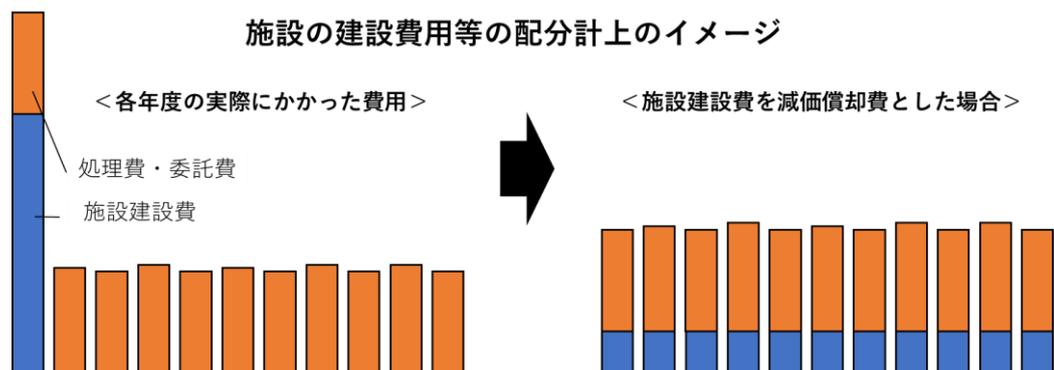
管理部門：作業部門の管理業務，啓発活動，集団回収，不法投棄対策，余熱利用施設，ごみ処理計画，一般廃棄物処理業等の許可業務など

生活系：家庭ごみ（定期収集ごみ，大型ごみ，拠点回収，街頭ごみ）の処理に係る費用

事業系：事業ごみ（持込ごみ，業者収集ごみ）の処理に係る費用

※1 減価償却費について

施設の建設費用等は，建設等した年度に集中し，年度間で大きな差が生じ，経年比較が困難となるため，当該年度に一括計上せず，長期間（耐用年数）にわたって各年度に配分計上している。



(2) 事業ごみの処理原価（総価）の抽出

(1) で算定した総額から、クリーンセンターに搬入され、手数料を徴収している「業者収集ごみ」及び「持込ごみ」に係る費用として、事業系の中間処理（焼却・破碎）及び最終処分（埋立）部門の費用を抽出する【下図の③及び④】。

	ごみ処理原価（＝作業部門に係る費用）								管理費用 （＝管理部門 に係る費用）
	収集運搬		中間処理 （焼却・破碎）		中間処理 （再資源化）		最終処分 （埋立）		
	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	
		①		②		③		④	

クリーンセンターに搬入され、手数料を徴収している

事業ごみの処理原価（総価）

<留意事項>

- ア 管理費用は対象としない。
- イ 事業系の収集運搬部門の費用（①）は、業者収集マンションプラの再搬費用及び、民間加工業者が引き取っている魚アラの中継施設に係る経費であり、対象としない。
- ウ 事業系の中間処理（再資源化）の費用（③）は、業者収集マンションプラの再資源化費用であり、対象としない。
- エ 事業系の最終処分（埋立）の費用（④）のうち、無料で受け入れ、焼却・破碎せずに直接埋立しているごみ（火事場ごみ等）は、手数料徴収の対象ではないため、その分の費用を控除した費用を抽出する。

(3) ごみ搬入手数料の算定基礎額（単価）の算定

(2) のクリーンセンターに搬入される「事業ごみの処理原価（総価）」から、以下の「事業ごみの処理に係る収入等」を控除したものを事業ごみの搬入量で除することで、「ごみ搬入手数料の算定基礎額（単価）」を算定する。

「事業ごみの処理に係る収入等」について

ア 減価償却費の国補助金充当分

クリーンセンター等の大規模施設の建設に当たっては、国補助金（循環交付金）を活用しており、手数料との二重取りを防ぐ観点から、減価償却費の国補助金充当分を控除する。

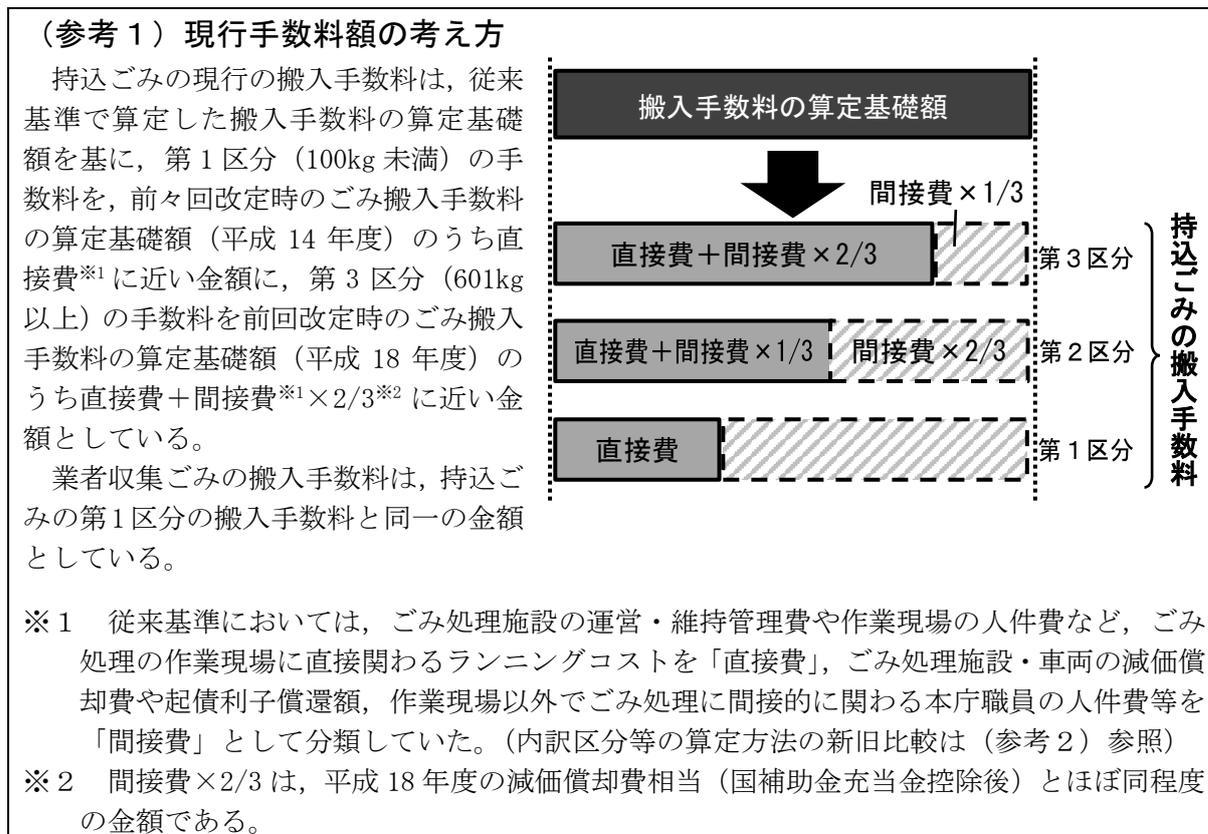
イ 売電収入等

ごみ焼却に伴って発電した電力や破碎選別後の金属等の売却収入など、ごみ処理に伴う収入を控除する。

※ 生活系ごみの処理に伴う収入は対象とせず、共通の収入（事業ごみ単独の収入として特定できない収入）は、費用と同様に、ごみの処理量で案分する。

(4) 手数料額の水準について

「ごみ搬入手数料の算定基礎額」をもとに、手数料額のあり方について、今後部会で議論していく。



(参考2) ごみ処理経費算定にかかる算定基準の新旧比較

1 内訳区分

- 従来基準では直接費（ランニングコスト等）と間接費に分けていたが、国基準では直接費と間接費に分ける考え方はない。
- 従来基準では、部門別内訳等を算定する際は、管理部門費用を作業現場の人員比等で作業部門に配賦していたが、国基準では、管理部門費用は「管理費用」とされ、作業部門（＝ごみ処理原価）に配賦されることはない。

<従来基準の内訳>

		収集運搬	焼却・破砕	再資源化	埋立	管理部門
直接費	人件費					
	物件費					
間接費	人件費					
	物件費					
	減価償却費					
	起債利子償還額					
授産会計						

部門別内訳等を算定する際は、
管理部門費用を人員比等で配賦

<国基準の内訳>

	作業部門に係る費用（＝ごみ処理原価）								管理部門に係る費用（＝管理費用）
	収集運搬		中間処理（焼却・破砕）		中間処理（再資源化）		最終処分（埋立）		
	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	
人件費									
物件費等									
移転費用									

2 施設の償却期間の取扱い（主なもの）

要素	従来基準	国基準	変更影響
ごみ焼却施設	20年	38年	施設ごとに増減するが、合計の減価償却費は減少
埋立地	15年	75年	

3 計上範囲

要素	従来基準	国基準	変更影響
退職手当引当金	対象外	対象（全部門）	人件費の増
ごみ袋製造経費	対象外	対象（収集運搬部門）	物件費の増
余熱利用設備・啓発施設等	対象外	対象（管理費用）	管理費用の増
就労支援給付金	対象（再資源化部門）	対象外	再資源化費用の減

※ 「ごみ搬入手数料の算定基礎額」に影響するのは、退職手当引当金のみ。それ以外は生活系の費用又は管理費用。

4 その他

- 国基準では、経常費用（ごみ処理経費）と経常外費用に分けられ、平成31年3月の東北部クリーンセンターでの火災事故の復旧費用等の非経常的なものは、経常外費用となる。